

名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 名古屋市依存症関連問題支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(趣旨)

第2条 この要綱は、アルコール依存症、薬物依存症又はギャンブル等（パチンコ・パチスロなどの遊戯を含む。）依存症（以下「依存症」という。）のある当事者が（以下「依存症者」という。）が健康的な生活を営むことができるよう、依存症関連問題の改善に取り組む民間団体の活動に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助するものとし、その交付に関して必要な事項を定める。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付申請を行うことができる団体（以下「補助対象事業者」という。）は、民間団体のうち、次の各号に掲げる要件すべてを満たすものとする。

- (1) 依存症に関する問題に取り組み、依存症者の地域社会への参加と福祉の向上に寄与する団体で、第4条各号に掲げる活動のうち、いずれかの活動を年間通じておおむね月に1回以上実施する団体であること。なお、申請時から遡り過去1年間においても同様の活動実績を有すること。
- (2) 市内に主たる活動拠点を持つ団体であること。
- (3) 構成員の5割以上の者が市内に在住、在勤又は在学する団体であること。
- (4) 構成員を5人以上有する団体であること。
- (5) 交付申請を行おうとする年度において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない団体（複数の申請団体で構成員の2分の1以上が共通する場合は、これらの団体とみなす。）であること。
- (6) 交付申請を行おうとする年度において、補助対象事業に関し、他の制度により補助金等の交付を受けていない団体であること。
- (7) NPOその他営利を目的としない団体であること。
- (8) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とした団体でないこと。
- (10) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするもの含む。）もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

- (11)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (12)暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある団体でないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業者が行う活動のうち、次の各号のいずれかに該当するものを補助対象事業とする。なお、複数の補助対象事業を組み合わせて補助金交付の申請を行なうことも差し支えない。

(1) ミーティング活動

依存症者やその家族の依存症からの回復に資する体験談等を交流する活動。

(2) 情報提供活動

依存症者やその家族の依存症関連問題の解決に資する情報を提供する学習会の開催やリーフレット作成などの活動。

(3) 普及啓発活動

依存症関連問題に関する住民や関係機関等の理解促進のための講演会の開催や刊行物発行などの普及啓発活動。

(4) 相談活動

依存症関連問題の相談を受ける活動。

（補助事業対象経費）

第5条 各補助対象事業の補助対象経費は、別表のとおりとする。

（補助額）

第5条の2 補助金の交付を申請した補助対象事業ごとの総事業費からその補助対象事業に充当されるべき寄附金その他の収入を控除した額とその補助対象事業に係る補助対象経費のいずれか少ない方の額を選定し、各補助対象事業について選定した額の合計額と補助限度額のいずれか少ない方の額を補助基準額とし、補助基準額の100円未満を切り捨てた額を補助額とする。

2 補助限度額は15万円とする。

（交付の申請）

第6条 この事業による補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付申請書（第1号様式）、事業計画書（第2号様式）及び経費所要額調書（第3号様式）に必要な書類を添えて、事業開始前までに市長に提出するものとする。なお、補助金の交付を受けようとする年度の前年度に申請を行う場合は、その年度の本市予算成立以降に行うものとする。

(交付の決定及び通知)

第 7 条 市長は、前条に基づく申請について、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付決定通知書（第 4 号様式）により申請した団体の代表者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第 8 条 この補助金において、規則第 8 条第 1 項に定める申請の取り下げは、前条に定める通知を受領した日から 15 日以内に、申請を行った団体の代表者が、名古屋市依存症関連問題支援事業補助金取下げ申請書（第 5 号様式）にその理由を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(変更)

第 9 条 第 7 条に基づく交付決定通知後に、実施計画の変更（軽微な変更を除く。）があった場合、補助金交付決定を受けた団体の代表者は、名古屋市依存症関連問題支援事業補助金変更申請書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前条に規定する変更の他、第 7 条により交付決定された内容に変更がある場合は、補助金交付決定を受けた団体の代表者（補助金交付の決定を受けた団体の代表者の変更の場合は変更後の代表者でもよい。）は、名古屋市依存症関連問題支援事業補助金変更届（第 6-2 号様式）により市長に届け出るものとする。

(変更の決定)

第 10 条 市長は、前条第 1 項に基づく変更申請について、内容を審査し、補助金交付額の変更を決定したときは、名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付額変更決定通知書（第 7 号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第 11 条 補助金交付決定を受けた団体の代表者は、事業終了後、名古屋市依存症関連問題支援事業補助金実績報告書（第 8 号様式）、事業実施報告（第 9 号様式）及び経費所要額精算書（第 10 号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要がある場合は、補助金交付決定を受けた団体の代表者に対し追加の添付書類の提出を求めることができる。

(額の確定)

第 12 条 市長は、前条に基づく実績報告について、内容を審査し、補助金交付額を確定したときは、名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付額確定通知書（第 11 号様式）により通知する。

(補助金の請求)

第 13 条 補助金交付額の確定を受けた団体の代表者が、補助金を請求しようとするときは、名古屋市依存症関連問題支援事業補助金請求書(第 12 号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 14 条 市長は、前条に基づく補助金の請求を受け付けたときは、すみやかに補助金を交付する。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱(以下「旧要綱」という。)の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の各要綱(以下「新要綱」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、令和 5 年 3 月 16 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定に基づく申請は、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)の規定に基づいて提出されている申請書等は、新要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて交付されている通知書は、新要綱の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 5 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて交付されている通知書に基づいて行う補助金の請求及びその交付は、なお従前の例に拠る。

別表

補助対象事業	補助対象経費
ミーティング活動	使用料及び賃借料（ミーティングのための会場借上げ及びこれに類するものに限る。）
情報提供活動	報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱費及び修繕費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金
普及啓発活動	
相談活動	

※対象経費欄の〔 〕内は、公益法人等事業における対象経費を示したものである。